

平成15年度 第1回

石狩市市民参加制度調査審議会

平成14年7月14日18時30分
石狩市役所本庁舎

= 会議次第 =

- 1 開 会
- 2 諮 問
- 3 資料説明
- 4 議 事
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

配 布 資 料

| | | |
|----|-----------------------------|----|
| 1 | 平成14年度市民参加手続の実施状況 | 2 |
| 2 | H14制定(改正)条例・規則等一覧(市民参加手続関連) | 4 |
| 3 | H14策定(改定)計画等一覧(市民参加手続関連) | 7 |
| 4 | 審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況 | 8 |
| 5 | パブリックコメント手続の実施状況 | 12 |
| 6 | 市民参加手続参加者アンケート結果 | 22 |
| 7 | 市民参加手続の要否等についての相談事例(H14分) | 41 |
| 8 | 平成14年度市民参加手続に関する議会質問・答弁の状況 | 44 |
| 9 | 市民参加手続に関する市民意見 | 48 |
| 10 | 市民参加制度に関する市職員アンケートの結果 | 49 |
| 11 | 市民意見の積極把握をした事例(平成14年度) | 53 |
| 12 | H14年度市民の声を聴く課に寄せられた「提言」 | 54 |
| 13 | 検討を要すると思われる市民参加手続の事例 | 57 |

議 事

- 1 平成14年度市民参加手続の実施・運用状況の評価について
- 2 一層の市民参加推進に向けての建議について

資料1 平成14年度市民参加手続の実施状況

| 担当課 | 市民参加手続のテーマ | 手続の内容 | 終了月日 | その他の内容・備考 | 参加者 | |
|-------------|----------------------------|-----------|------------|---------------------|-------|----|
| 総務課 | 平成14年度石狩市表彰被表彰者の決定 | 審議会等 | 10月21日 | 表彰審査委員会 | 7 | |
| 行政管理課 | 特別職報酬等の検討 | 審議会等 | 11月11日 | 特別職報酬等審議会 | 6 | |
| 行政管理課 | 行政改革大綱改善事項の改定 | 審議会等 | 2月3日 | 行政改革懇話会 | 9 | |
| 情報管理課 | 家屋現況(屋根形状)情報のインターネット上公開の検討 | 審議会等 | 9月27日 | 情報公開・個人情報保護審査会 | 5 | |
| 企画財政課 | 公共施設使用料の改定及び新設について | 審議会等 | 10月29日 | 使用料、手数料等審議会 | 10 | |
| | | パブリックコメント | 10月4日 | | 1 | |
| 事業評価・市民参加担当 | 平成14年度事業評価(試行)の作業中間報告について | パブリックコメント | 10月25日 | 担当課の評価結果に対する意見募集 | 3 | |
| 財政構造改革担当 | 財政構造改革方針の検討 | 審議会等 | 8月27日 | 行政改革懇話会 | 9 | |
| 市民課 | 国の機関への個人情報の提供について | 審議会等 | 4月26日 | 情報公開・個人情報保護審査会 | 5 | |
| 市民課 | 市民カードの再交付手数料の設定 | 審議会等 | 10月29日 | 使用料、手数料等審議会 | 10 | |
| 税務課 | 固定資産課税台帳閲覧手数料の検討 | 審議会等 | 10月29日 | 使用料、手数料等審議会 | 10 | |
| 税務課 | 特別土地保有税の納税義務免除の認定 | 審議会等 | 随時開催 | 特別土地保有税審議会 | 6 | |
| 市民生活課 | パストラル町内会館の設計検討 | その他 | 現在実施中 | 町内会居住者との意見交換会 | 30 | |
| 市民生活課 | グランドプラザ条例の制定(使用料) | 審議会等 | 5月14日 | 使用料、手数料等審議会 | 10 | |
| 市民生活課 | グランドプラザ条例の制定(利用条件) | パブリックコメント | 5月2日 | | 9 | |
| 市民生活課 | (仮称)花川南複合施設の運営方法等の検討 | その他 | 現在実施中 | 検討会 | 31 | |
| 環境課 | 市民・事業者・市の環境行動計画の策定 | その他 | 現在実施中 | 環境市民会議での検討 | 82 | |
| 環境課 | 地域省エネルギービジョンの策定 | 審議会等 | 1月22日 | 地域省エネルギービジョン策定委員会 | 12 | |
| ごみ対策課 | ごみ減量化計画の策定 | その他 | 2月24日 | ごみへらし隊での検討 | 54 | |
| | | パブリックコメント | 2月24日 | | 1 | |
| | | 審議会等 | 1月21日 | | 環境審議会 | 15 |
| | | ワークショップ | 11月30日 | | 34 | |
| みどりの課 | 緑化センター基本計画策定 | ワークショップ | 12月7日 | | 70 | |
| みどりの課 | 街区公園設計(親船東どんぐり公園、花川南63公園) | ワークショップ | 12月7日 | 1箇所 | 72 | |
| | | その他 | 1月21日 | 1箇所 | - | |
| みどりの課 | 森林整備計画の改定 | その他 | 1月14日 | 所有者意見交換会 | 7 | |
| | | 縦覧・意見書提出 | 3月17日 | | 0 | |
| 福祉総務課 | 福祉のまちづくり条例の検討 | 審議会等 | 13年12月26日～ | 福祉のまちづくり検討委員会 | 10 | |
| 福祉総務課 | 民生委員児童委員への個人情報の提供について | 審議会等 | 4月26日 | 情報公開・個人情報保護審査会 | 5 | |
| 児童家庭課 | くるみ保育園(八幡町)の移転建替の検討 | その他 | 2月25日～ | 右岸地区住民を主な対象とするサロン形式 | 11 | |
| 児童家庭課 | 平成15年度保育料の改定 | 審議会等 | 10月29日 | 使用料、手数料等審議会 | 10 | |
| 介護保険課 | 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の検討 | 審議会等 | 1月30日 | 介護保険事業計画等作成委員会 | 15 | |
| | | パブリックコメント | 2月28日 | 審議会提言後に実施 | 0 | |
| | | その他 | 12月22日 | 意見交換会 | 441 | |

| 担当課 | 市民参加手続のテーマ | 手続の内容 | 終了月日 | その他の内容・備考 | 参加者 |
|-----------|--|-----------|------------------------|--------------------------|-------|
| 福祉生活課 | 障害者支援費制度における利用者負担額の検討 | 審議会等 | 2月18日 | 使用料、手数料等審議会 | 10 |
| 健康づくり課 | 21世紀における国民健康づくりの石狩市推進計画「健康いしかり21」の検討 | 審議会等 | 3月25日 | 健康いしかり21計画策定委員会 | 14 |
| 都市計画課 | 樽川平和地区の都市計画決定(市街化区域、用途地域、準防火地域、公園、下水道、地区計画) | 審議会等 | 4月9日(道決定) 9月5日(市決定) | 都市計画審議会 | 10 |
| | | 縦覧・意見書提出 | 8月27日 | | |
| 都市計画課 | 本町地区の都市計画決定(第一種市街地再開発事業、地区計画) | 縦覧・意見書提出 | 6月25日 | 都市計画審議会 | 10 |
| | | 審議会等 | 7月2日 | | |
| 都市計画課 | 花川南5条通の都市計画変更 | 縦覧・意見書提出 | 1月22日 | 都市計画審議会 | 10 |
| | | 審議会等 | 2月7日 | | |
| 都市計画課 | 都市計画公園の名称変更 | 審議会等 | 2月7日 | | 10 |
| 農水産課 | 新農業振興計画の検討 | 審議会等 | 2月26日 | 新農業振興計画策定協議会 | 20 |
| | | パブリックコメント | 3月14日 | | |
| 農水産課 | 市民農園の利用条件及び貸付料の検討 | パブリックコメント | 9月2日 | | 3 |
| 商工労働観光課 | 小規模企業活性化資金融資制度の損失補償の審査 | 審議会等 | 随時開催 | 融資制度損失補償審査委員会 | 5 |
| 商工労働観光課 | 石狩勤労者総合スポーツ施設(サン・ビレッジいしかり)の譲渡受入れの検討 | パブリックコメント | 1月30日 | 譲渡受入れについての意見募集 | 6 |
| 管理課 | 花川地区小学校通学区域の変更検討 | 審議会等 | 11月8日 | 通学区域審議会 | 125 |
| | | その他 | 11月29日 | | |
| 管理課 | 南線小学校通学区域の変更検討 | その他 | 3月26日～ | (仮称)南線小学校児童の保護者との「話し合う会」 | 12 |
| 学校建設担当 | (仮称)緑苑台小学校施設の地域開放のあり方の検討 | その他 | 現在実施中 | (仮称)緑苑台小学校開放検討会 | - |
| 学校教育課 | 平成14年度奨学生選考 | 審議会等 | 5月20日 | 奨学審議委員会 | 11 |
| 学校教育課 | 就学予定者、児童及び生徒の就学指導の検討 | 審議会等 | 12月6日 | 就学指導委員会 | 9 |
| 社会教育課 | 平成14年度石狩市教育委員会芸術文化・スポーツ表彰被表彰者の決定 | 審議会等 | 12月17日 | 教育委員会芸術文化・スポーツ表彰選考委員会 | 9 |
| 文化財博物館準備室 | 紅葉山49号遺跡公園化構想の検討 | 審議会等 | 9月4日 | 文化財保護審議会 | 8 |
| スポーツ課 | パークゴルフ場条例改正(使用料) | 審議会等 | 10月29日 | 使用料、手数料等審議会 | 10 |
| スポーツ課 | 石狩勤労者総合スポーツ施設(サン・ビレッジいしかり)の利用条件を定める条例・規則等の検討 | パブリックコメント | 3月28日～ | | 0 |
| 合計 | 45案件 | 58手続 | | | 1,295 |

| 手続の内容 | 案件 | 参加者 | 手続の内容 | 案件 | 参加者 |
|-----------|----|-----|----------|----|-------|
| パブリックコメント | 9 | 23 | その他 | 11 | 793 |
| ワークショップ | 3 | 176 | 縦覧・意見書提出 | 4 | 0 |
| 審議会等 | 31 | 303 | 合計 | 45 | 1,295 |

資料2 H14制定(改正)条例・規則等一覧(市民参加手続関連)

条例(18)

| | 令達年月日 | 件名及び主な新設(改正)規定 | 備考(市民参加手続等) | 問題 |
|----|----------|--|---|----|
| 1 | 14.07.02 | 市民プール条例(制定) 使用料とその減免・還付、利用方法 | パブリックコメント 使用料、手数料等審議会 | |
| 2 | 14.09.30 | 地区計画区域内建築物の制限に関する条例(一部改正) 制限を受ける場所と建築物の内容 | 都市計画審議会 縦覧・意見書提出 | |
| 3 | 14.09.30 | 水道事業給水条例(一部改正) 改正水道法の施行に伴い、有効容量10立方メートル以下の貯水槽水道の供給規定の改正 | 規則 8.2 により不要 | |
| 4 | 14.12.18 | 証明等手数料条例(一部改正) 「いしかり市民カードの再交付」手数料及び「固定資産課税台帳の閲覧」手数料を新たに規定 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 5 | 14.12.18 | 国民健康保険税条例(一部改正) 地方税法等の改正及び医療保険制度改革の実施に併せ、課税額算定方法の見直し | 規則 8.1 により不要 | |
| 6 | 14.12.18 | 税条例(一部改正) 固定資産課税台帳閲覧手数料の規定を新設、金額については条例4で定める。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 7 | 14.12.18 | コミュニティセンター条例(一部改正) 使用料の改定 | 使用料、手数料等審議会 パブリックコメント | |
| 8 | 14.12.18 | 都市公園条例の(一部改正) 使用料の改定 | 使用料、手数料等審議会 パブリックコメント | |
| 9 | 14.12.18 | 市立学校施設使用料条例(制定) カルチャーセンター及び学校体育館等の使用料の新設 | 使用料、手数料等審議会 パブリックコメント | |
| 10 | 14.12.18 | 公民館条例(一部改正) 使用料の改定 | 使用料、手数料等審議会 パブリックコメント | |
| 11 | 14.12.18 | ふれあい研修センター条例(一部改正) 使用料の改定 | 使用料、手数料等審議会 パブリックコメント | |
| 12 | 14.12.18 | 自然の家設置条例(一部改正) 使用料の改定 | 使用料、手数料等審議会 パブリックコメント | |
| 13 | 14.12.18 | 美登位創作の家条例(一部改正) 使用料の改定 | 使用料、手数料等審議会 パブリックコメント | |
| 14 | 14.12.18 | はまなす国体記念スポーツ広場条例(一部改正) 使用料の改定 | 使用料、手数料等審議会 パブリックコメント | |
| 15 | 14.12.18 | 緑苑台パークゴルフ場条例(一部改正) 使用料の改定 | 使用料、手数料等審議会 パブリックコメント | |
| 16 | 14.12.18 | B & G海洋センター条例(一部改正) 使用料の改定 | 使用料、手数料等審議会 パブリックコメント | |
| 17 | 15.03.28 | 総合保健福祉センター条例(一部改正) 障害児福祉サービスの「支援費制度」移行に伴う、使用料の制定と利用方法の改正(母子通園センター こども発達支援センター)。 | 利用方法については、改正前後において事業内容の実質的な変更はないことから、規則 8.3 により不要。また、使用料については、事業者(こども発達支援センター;石狩市)には、その設定方法に裁量の余地がない(児童福祉法第21条の10第2項第1号)ことから、規則 8.1 により不要。 使用料、手数料等審議会 | |
| 18 | 15.03.28 | 介護保険条例(一部改正) 介護保険料の改定及び減免規定の改正 | 事業計画等作成委員会 説明会 | |

規 則 (3 9)

| | 令 達 年月日 | 件名及び主な新設(改正)規定 | 備考(市民参加手続等) | 問 題 |
|----|------------|---|--------------------------|--------|
| 1 | 14.07.12 | 市民プール条例施行規則(制定) 利用方法及び利用料金の還付基準の制定。 | パブリックコメント 使用料、手数料等審議会 | |
| 2 | 14.10.31 | 身体障害者福祉法施行細則(一部改正) 「支援費制度」移行に伴う改正。 | 規則 8.1 により不要 | |
| 3 | 14.10.31 | 知的障害者福祉法施行細則(一部改正) 「支援費制度」移行に伴う改正。 | 規則 8.1 により不要 | |
| 4 | 14.10.31 | 児童福祉法施行細則(制定) 「支援費制度」移行に伴う改正。 | 規則 8.1 により不要 | |
| 5 | 14.11.07 | 老人医療事務取扱細則(一部改正) 所得に応じた一部負担の割合と限度額の改正、老人保健受給年齢の引き上げ及び高額医療制度等の改正に伴う改正。 | 規則 8.2 により不要 | |
| 6 | 14.11.12 | 地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(制定) 条例 2 関連。 | 都市計画審議会 縦覧・意見書提出 | |
| 7 | 14.11.29 | 市民カードの交付等に関する規則(制定) カード再交付手数料及びカードの譲渡等の禁止を制定(条例 4 関連)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 8 | 15.02.28 | 市民カードの交付等に関する規則(一部改正) 納税証明の交付(3月開始)方法に係る改正。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 9 | 15.03.10 | 児童館条例施行規則(一部改正) 使用制限事項について、市の公共施設管理規則に合わせた文言整理。 | 規則 8.2 により不要 | |
| 10 | 15.03.24 | 介護保険事業規則(一部改正) 申請書様式等の変更(条例 18 関連)。 | 事業計画等作成委員会 説明会 | |
| 11 | 15.03.25 | 保育の実施に関する規則(一部改正) 平成15年度保育料金表の改定。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 12 | 15.03.28 | 総合保健福祉センター条例施行規則(一部改正) こども発達支援センターに名称変更、定員数変更、利用制限、使用料の還付について改正(条例 17 関連)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 13 | 15.03.31 | コミュニティセンター条例施行規則(一部改正) 使用料減免規定の改正(条例 7 関連)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 14 | 15.03.31 | 有料公園施設等管理規則(制定) 使用料減免規定の改正(条例 8 関連)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 15 | 15.03.31 | 身体障害者福祉法施行細則(一部改正) 「支援費制度」移行に伴う支援費基準及び利用者負担基準の制定 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 16 | 15.03.31 | 知的障害者福祉法施行細則(一部改正) 「支援費制度」移行に伴う支援費基準及び利用者負担基準の制定 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 17 | 15.03.31 | 児童福祉法施行細則(一部改正) 「支援費制度」移行に伴う支援費基準及び利用者負担基準の制定 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 18 | 14.12.30 | 水道事業給水条例施行規程(一部改正) 条例 3 関連。 | 規則 8.2 により不要 | |
| 19 | 14.12.16 | 市立学校通学区域規則(一部改正) 緑苑台小を追加 | 通学区域審議会 | |
| 20 | 14.12.16 | 市立学校通学区域規則施行細則(一部改正) 同上 | 通学区域審議会 | |
| 21 | 15.02.17 | 市立学校施設使用料条例施行規則(制定) 使用料減免規定の制定(条例 9 関連)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 22 | 15.02.17 | 市立学校施設の使用に関する規則(一部改正) 使用料規定を制定(条例 9 関連)。 | 使用料、手数料等審議会 | |

| | 令 達 年月日 | 件名及び主な新設(改正)規定 | 備考(市民参加手続等) | 問 題 |
|----|------------|---|--------------|--------|
| 23 | 15.02.17 | カルチャーセンターの使用に関する規則(制定) 使用料減免規定の制定(条例 9 関連)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 24 | 15.02.17 | 緑苑台パークゴルフ場条例施行規則(一部改正) 条例 15 関連。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 25 | 15.02.17 | B & G 海洋センター条例施行規則(一部改正) 使用料減免規定の改正(条例 16 関連)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 26 | 15.02.17 | はまなす国体スポーツ広場条例施行規則(一部改正) 使用料減免規定の改正(条例 14 関連)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 27 | 15.02.17 | 公民館条例施行規則(一部改正) 使用料減免規定の改正(条例 10 関連)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 28 | 15.02.17 | ふれあい研修センター条例施行規則(一部改正) 使用料減免規定の改正(条例 11 関連)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 29 | 15.02.17 | 自然の家設置条例施行規則(一部改正) 使用料減免規定の改正(条例 12 関連)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 30 | 15.02.17 | 美登位創作の家条例施行規則(一部改正) 使用料減免規定の改正(条例 13 関連)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 31 | 15.02.17 | 市立学校管理規則(一部改正) 12 学級以上の学校に司書教諭の設置規定を制定。 | 規則 8.1 により不要 | |
| 32 | 15.03.27 | 市立学校施設使用料条例施行規則(一部改正) 市長部局の規則との整合(文言整理)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 33 | 15.03.27 | カルチャーセンターの使用に関する規則(一部改正) 市長部局の規則との整合(文言整理)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 34 | 15.03.27 | B & G 海洋センター条例施行規則(一部改正) 市長部局規則との整合(文言整理)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 35 | 15.03.27 | はまなす国体記念スポーツ広場条例施行規則(一部改正) 市長部局の規則との整合(文言整理)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 36 | 15.03.27 | 公民館条例施行規則(一部改正) 市長部局の規則との整合(文言整理)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 37 | 15.03.27 | ふれあい研修センター条例施行規則(一部改正) 市長部局の規則との整合(文言整理)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 38 | 15.03.27 | 自然の家設置条例施行規則(一部改正) 市長部局の規則との整合(文言整理)。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 39 | 15.03.27 | 美登位創作の家条例施行規則(一部改正) 市長部局の規則との整合(文言整理)。 | 使用料、手数料等審議会 | |

要 綱、要 領、基 準(6)

| | 令 達 年月日 | 件名及び主な新設(改正)規定 | 備考(市民参加手続等) | 問 題 |
|---|------------|--|-------------------------|--------|
| 1 | 14.09.10 | 特定農地貸付要綱(制定) 「市民農園」の賃貸料、禁止行為、賃貸料還付等の規定を制定。 | パブリックコメント | |
| 2 | 15.03.27 | 都市公園内運動施設管理要綱(一部改正) 実質的な内容の変更を伴わない規定の改正 | 規則 8.3 により不要 | |
| 3 | 15.01.31 | 社会教育関係団体登録要綱(制定) 社会教育関係団体登録基準及びその申請等に係る規定を制定。 | 検討事例において詳述 | |
| 4 | 15.03.28 | 有料公園施設等管理規則の使用料減免取扱要領(制定) 使用料減免の取扱規定を制定。 | 使用料、手数料等審議会 | |
| 5 | 14.06.24 | 土砂採取を目的とした農地の一時転用に係る指導基準(制定) 土地改良を目的とした土砂採取による土砂を搬出し、農地を一時 転用しようとする者に対する行政指導基準の制定。 | 市民参加手続なし、検討 事例において詳述 | |
| 6 | 14.09.18 | 家庭廃棄物の排出方法を定める基準 家庭廃棄物の排出方法について市民等の遵守事項を規定。 | ごみへらし隊での検討 | |

資料3 H14策定(改定)計画等一覧(市民参加手続関連)

計画等(12)

| | 策(改)定 年月日 | 計画等名称(担当課)及びその策定(改定)経過 | 備考(市民参加手続等) | 問題 |
|----|--------------|--|---|----|
| 1 | 14.08.28 | 財政構造改革方針(財政構造改革担当) 平成14年8月27日に行政改革懇話会から答申(提言)を受けた後、8月28日に、原案どおり石狩市行政改革本部会議の決定を受けた。 | 行政改革懇話会 | |
| 2 | 15.02.21 | 地域省エネルギービジョン(環境課) 策定委員会から平成15年2月14日付けで(案)を策定したとの報告があったことから、これに一部文言などの修正を加え、2月21日付け市長決定により策定した。 | 地域省エネルギービジョン 策定委員会【臨時設置】 | |
| 3 | 15.03.19 | ごみ減量化計画(ごみ対策課) 環境審議会からの答申(平成15年1月29日付け)のほか、パブリックコメント手続などで提出された意見などを検討し、文言表現などの一部を修正した上で、3月19日付け市長決定により策定した。 | ごみへらし隊での検討 環境審議会 パブリックコメント ワークショップ | |
| 4 | 15.03.31 | 緑化センター基本計画(みどりの課) 石狩ふれあいの杜公園内の「(仮称)緑のセンター」公園管理施設の計画段階から、ワークショップの導入により市民と行政が協働で取り組み、施設内容や活動内容等について市民の提案意見などを反映させた原案をもとに関係所管課と協議を経た基本計画を3月31日付けで市長決定した。 | (仮称)緑のセンター活用ワークショップ(9/24~12/7; 4回) | |
| 5 | 15.03.31 | 森林整備計画(改定) 所有者意見交換会及び縦覧・意見書提出において意見がなかったことから、原案どおり3月31日付け市長決定により改定した。 | 所有者意見交換会 縦覧・意見書提出 | |
| 6 | 15.03.18 | 介護保険事業計画(改定)・高齢者保健福祉計画(改定)(介護保険課・福祉総務課) 介護保険説明会での提出意見を踏まえ、介護保険事業計画等作成委員会が作成した改定(案)を市の原案としてパブリックコメント手続をしたところ意見提出がなかったため、原案どおり平成15年3月18日付け市長決定により改定した。 | 介護保険説明会 介護保険事業計画等作成委員会 パブリックコメント | |
| 7 | 15.03.31 | 健康いしかり21(健康づくり課) 策定委員会から平成15年3月26日付けで(案)を策定したとの報告があったことから、これに一部文言などの修正を加え、3月31日付け市長決定により策定した。 | 健康いしかり21計画策定委員会 | |
| 8 | 14.11.12 | 樽川地区の都市計画決定(都市計画課) 審議会からの答申(道決定分;4/9、市決定分;9/5)を受け、市決定分については北海道との同意協議を経て、道決定分と同時(平成14年11月12日付け)に原案どおり市長決定した。 | 都市計画審議会 縦覧・意見書提出 | |
| 9 | 14.07.24 | 本町地区の都市計画決定(都市計画課) 審議会からの答申(6/25)を受け、北海道との同意協議を経て、平成14年7月24日付けで原案どおり市長決定した。 | 都市計画審議会 縦覧・意見書提出 | |
| 10 | 15.03.03 | 花川南5条通の都市計画変更(都市計画課) 審議会からの答申(2/7)を受け、北海道との同意協議を経て、平成15年3月3日付けで原案どおり市長決定した。 | 都市計画審議会 縦覧・意見書提出 | |
| 11 | 15.03.03 | 都市計画公園の名称変更(都市計画課) 審議会からの答申(2/7)を受け、平成15年3月3日付けで原案どおり市長決定した。 | 都市計画審議会 | |
| 12 | 15.03.17 | 新農業振興計画(農水産課) パブリックコメント手続に対する意見提出がなかったことから、策定協議会からの提言を検討し、同協議会が策定した計画(案)中の文言表現などを一部修正した上で、平成15年3月17日付け市長決定により策定した。 | 新農業振興計画策定協議会 パブリックコメント | |

資料4 審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況

| | 事務局 担当課 | 審議会等の名称 | 回 | 開催日 | 公開 | 諮問 | H P | あい ボード | 広報 | 会議録 | 傍 聴 |
|----|--------------|---------------------|---|-------|----|----|-------|-----------|----|-------|--------|
| 1 | 総務課 | 政治倫理審査会 | 1 | 8/30 | | × | 12/6 | - | - | 12/5 | 0 |
| 2 | 総務課 | 表彰審査委員会 | 1 | 10/21 | × | | 10/18 | - | 12 | 2/27 | - |
| 3 | 行政管理課 | 特別職報酬等審議会 | 1 | 10/22 | | | 10/15 | 10/15 | 12 | 2/10 | 0 |
| | | 特別職報酬等審議会 | 2 | 11/1 | | × | 10/23 | 10/24 | 1 | 2/10 | 0 |
| | | 特別職報酬等審議会 | 3 | 11/11 | | × | 11/5 | 11/8 | 1 | 2/10 | 0 |
| 4 | 行政管理課 | 公務災害補償等審査会 | | | | | | | | | |
| 5 | 行政管理課 | 行政改革懇話会 | 1 | 4/30 | | × | 4/26 | 4/26 | 6 | 5/2 | 0 |
| | | 行政改革懇話会 | 2 | 6/5 | | | 5/14 | 5/10 | 8 | 6/12 | 1 |
| | | 行政改革懇話会 | 3 | 7/2 | | | 6/24 | 6/24 | 9 | 7/22 | 0 |
| | | 行政改革懇話会 | 4 | 7/25 | | × | 7/22 | 7/23 | 9 | 8/2 | 0 |
| | | 行政改革懇話会 | 5 | 8/6 | | × | 8/2 | 8/2 | 10 | 2/10 | 0 |
| | | 行政改革懇話会 | 6 | 8/27 | | × | 8/22 | 8/22 | 10 | 2/10 | 1 |
| | | 行政改革懇話会 | 7 | 12/3 | | × | 11/25 | 11/26 | 2 | 2/10 | 1 |
| | | 行政改革懇話会 | 8 | 1/14 | | × | 1/6 | 1/7 | 3 | 2/10 | 0 |
| | | 行政改革懇話会 | 9 | 2/3 | | × | 1/16 | 1/20 | 4 | 2/10 | 0 |
| 6 | 情報管理課 | 情報公開・個人情報保護 審査会 | 1 | 4/26 | | | 4/18 | 4/18 | 6 | 5/28 | 0 |
| | | 情報公開・個人情報保護 審査会 | 2 | 9/27 | | | 9/20 | 9/20 | 11 | 10/7 | 0 |
| 7 | 防災担当 | 防災会議 | | | | | | | | | |
| 8 | 企画財政課 | 総合開発計画策定審議 会 | | | | | | | | | |
| 9 | 企画財政課 | 使用料・手数料等審議会 | 1 | 4/18 | | | 4/5 | 4/8 | 6 | 5/22 | 3 |
| | | 使用料・手数料等審議会 | 2 | 5/14 | | × | 4/9 | 5/10 | 7 | 7/12 | 0 |
| | | 使用料・手数料等審議会 | 3 | 6/27 | | × | 6/20 | 6/20 | 8 | 12/5 | 12 |
| | | 使用料・手数料等審議会 | 4 | 8/29 | | | 8/22 | 8/22 | 10 | 12/5 | 0 |
| | | 使用料・手数料等審議会 | 5 | 10/3 | | | 9/20 | 9/20 | 12 | 12/5 | 3 |
| | | 使用料・手数料等審議会 | 6 | 10/29 | | × | 10/8 | 10/15 | 12 | 12/26 | 3 |
| | | 使用料・手数料等審議会 | 7 | 2/18 | | | 2/10 | 2/14 | 4 | 4/7 | 1 |
| 10 | 市民の声を 聴く課 | 男女共同参画推進委員 会 | 1 | 4/23 | | × | 4/4 | 4/18 | 6 | 5/29 | 0 |
| | | 男女共同参画推進委員 会 | 2 | 9/26 | | × | 9/20 | 9/24 | 11 | 10/11 | 0 |
| | | 男女共同参画推進委員 会 | 3 | 3/28 | | × | - | - | - | 6/5 | 0 |
| 11 | 市民参加担 当 | 市民参加制度調査審議 会 | 1 | 11/11 | | × | 10/24 | 10/24 | 1 | 12/26 | 0 |
| | | 市民参加制度調査審議 会 | 2 | 2/20 | | × | 2/14 | 2/14 | 4 | 3/18 | 1 |
| 12 | 国民健康保 険課 | 国民健康保険運営協議 会 | 1 | 7/9 | | × | 7/10 | - | 9 | 9/20 | 0 |
| 13 | 税務課 | 特別土地保有税審議会 | 1 | 7/17 | × | | 7/3 | - | 9 | 7/26 | - |
| | | 特別土地保有税審議会 | 2 | 9/26 | | | 9/10 | 9/11 | 11 | 10/1 | 0 |
| | | 特別土地保有税審議会 | 3 | 3/26 | | | 3/13 | 3/13 | 5 | 4/10 | 0 |
| 14 | 市民生活課 | 生活安全推進協議会 | 1 | 10/30 | | × | 10/17 | 10/21 | 12 | 2/10 | 0 |
| 15 | 市民生活課 | コミュニティセンター運営 委員会 | 1 | 9/27 | | × | 10/2 | - | 11 | 10/29 | 0 |
| | | コミュニティセンター運営 委員会 | 2 | 3/27 | | × | 3/11 | 3/20 | 5 | 4/23 | 0 |
| 16 | 環境課 | 環境審議会 | 1 | 5/23 | | × | 5/15 | 5/20 | 7 | 6/17 | 0 |
| | | 環境審議会 | 2 | 9/4 | | | 8/22 | 8/22 | 11 | 11/21 | 0 |

| | 事務局 担当課 | 審議会等の名称 | 回 | 開催日 | 公開 | 諮問 | H P | あい ボード | 広報 | 会議録 | 傍 聴 |
|----|----------------|---------------------------|----|-------|----|----|-------|-----------|----|-------|--------|
| | | 環境審議会 | 3 | 10/21 | | × | 10/9 | 10/15 | 12 | 11/21 | 0 |
| | | 環境審議会 | 4 | 11/19 | | × | 11/8 | 11/13 | 1 | 1/7 | 0 |
| | | 環境審議会 | 5 | 12/19 | | × | 12/12 | 12/13 | 2 | 1/7 | 0 |
| | | 環境審議会 | 6 | 1/21 | | × | 12/27 | 1/7 | 3 | 1/31 | 2 |
| | | 環境審議会 | 7 | 2/13 | | × | 1/29 | 1/30 | 4 | 3/11 | 0 |
| 17 | 環境課 | 地域省エネルギービジョ ン策定委員会[臨時] | 1 | 9/6 | | | 8/22 | 8/22 | 11 | 9/20 | 0 |
| | | 地域省エネルギービジョ ン策定委員会[臨時] | 2 | 10/29 | | × | 10/9 | 10/15 | 12 | 11/13 | 0 |
| | | 地域省エネルギービジョ ン策定委員会[臨時] | 3 | 12/5 | | × | 11/8 | 11/13 | 2 | 2/17 | 0 |
| | | 地域省エネルギービジョ ン策定委員会[臨時] | 4 | 1/22 | | × | 12/27 | 1/7 | 3 | 2/13 | 2 |
| 18 | 海浜植物保 護センター | 石狩海浜植物保護セ ンター運営委員会 | 1 | 4/22 | | × | 4/18 | 4/19 | 6 | 5/20 | 0 |
| | | 石狩海浜植物保護セ ンター運営委員会 | 2 | 11/11 | | × | 11/1 | 11/8 | 1 | 11/15 | 0 |
| | | 石狩海浜植物保護セ ンター運営委員会 | 3 | 3/18 | | × | 3/10 | 3/13 | 5 | 3/24 | 0 |
| 19 | 福祉総務課 | 社会福祉審議会 | | | | | | | | | |
| 20 | 福祉総務課 | 福祉のまちづくり検討委 員会[臨時] | 3 | 5/24 | | × | 5/15 | 5/20 | 7 | 12/5 | 0 |
| | | 福祉のまちづくり検討委 員会[臨時] | 4 | 1/10 | | × | 12/25 | 12/26 | 3 | 2/17 | 1 |
| | | 福祉のまちづくり検討委 員会[臨時] | 5 | 3/27 | | × | 3/19 | 3/20 | 5 | 6/20 | 5 |
| 21 | 児童家庭課 | 地域療育推進協議会 | 1 | 11/28 | | × | 11/12 | 11/13 | 1 | 12/20 | 0 |
| 22 | 福祉生活課 | 在宅介護支援センター運 営委員会 | 1 | 7/24 | | × | 7/10 | 7/12 | 9 | 7/29 | 0 |
| 23 | 介護保険課 | 石狩地区介護認定審査 会 | 76 | 毎週 | × | | - | - | 毎月 | 毎回 | - |
| 24 | 介護保険課 | 介護保険事業計画等作 成委員会 | 4 | 7/23 | | × | 7/12 | 7/12 | 9 | 8/23 | 1 |
| | | 介護保険事業計画等作 成委員会 | 5 | 10/31 | | × | 10/24 | 10/24 | 12 | 12/4 | 1 |
| | | 介護保険事業計画等作 成委員会 | 6 | 1/30 | | × | 1/8 | 1/14 | 3 | 2/21 | 3 |
| 25 | 健康づくり 課 | 予防接種健康被害調査 委員会 | | | | | | | | | |
| 26 | 健康づくり 課 | 健康いしかり21計画策定 委員会[臨時] | 1 | 7/25 | | | 7/17 | 7/17 | 9 | 10/9 | 0 |
| | | 健康いしかり21計画策定 委員会[臨時] | 2 | 1/31 | | × | 12/30 | 1/7 | 3 | 4/21 | 0 |
| | | 健康いしかり21計画策定 委員会[臨時] | 3 | 3/25 | | × | 2/25 | 3/6 | 5 | 5/26 | 0 |
| 27 | 維持管理課 | 冬を快適に過ごすための 協議会 | 1 | 11/18 | | × | 11/12 | 11/13 | 1 | 12/4 | 0 |
| | | 冬を快適に過ごすための 協議会 | 2 | 1/31 | | × | 1/28 | 1/28 | 3 | 2/10 | 0 |
| | | 冬を快適に過ごすための 協議会 | 3 | 3/28 | | × | 3/3 | 3/6 | 5 | 4/22 | 1 |
| 28 | 建築課 | 中高層建築物紛争調整 委員会 | | | | | | | | | |
| 29 | 都市計画課 | 都市計画審議会 | 1 | 4/9 | | | 3/29 | 3/29 | 6 | 4/30 | 0 |
| | | 都市計画審議会 | 2 | 7/2 | | | 6/13 | 6/13 | 9 | 7/12 | 1 |

| | 事務局 担当課 | 審議会等の名称 | 回 | 開催日 | 公開 | 諮問 | H P | あい ボード | 広報 | 会議録 | 傍 聴 |
|----|-------------|--------------------------|---|-------|----|----|-------|-----------|----|-------|--------|
| | | 都市計画審議会 | 3 | 9/5 | | | 8/23 | 8/30 | 11 | 9/13 | 0 |
| | | 都市計画審議会 | 4 | 11/15 | | × | 10/23 | 10/24 | 1 | 11/25 | 1 |
| | | 都市計画審議会 | 5 | 2/7 | | | 1/8 | 1/20 | 4 | 2/20 | 1 |
| 30 | 農水産課 | 新農業振興計画策定協 議会 | 1 | 6/3 | | | 5/30 | 5/20 | 8 | 6/13 | 2 |
| | | 新農業振興計画策定協 議会 | 2 | 7/1 | | × | 6/14 | 6/14 | 9 | 7/16 | 0 |
| | | 新農業振興計画策定協 議会 | 3 | 8/19 | | × | 8/20 | - | 10 | 9/3 | 0 |
| | | 新農業振興計画策定協 議会 | 4 | 9/25 | | × | 9/19 | 9/19 | 11 | 10/8 | 0 |
| | | 新農業振興計画策定協 議会 | 5 | 12/17 | | × | 12/5 | 12/6 | 2 | 1/8 | 0 |
| | | 新農業振興計画策定協 議会 | 6 | 2/26 | | × | 2/5 | 2/6 | 4 | 3/11 | 1 |
| 31 | 商工労働観 光課 | 地場企業等活性化審議 会 | 1 | 12/18 | | × | 12/3 | 12/4 | 2 | 1/31 | 0 |
| 32 | 商工労働観 光課 | 融資制度損失補償審査 委員会 | 1 | 6/28 | × | | 6/13 | - | 8 | 4/16 | - |
| | | 融資制度損失補償審査 委員会 | 2 | 10/17 | × | | 10/9 | - | 12 | 4/16 | - |
| | | 融資制度損失補償審査 委員会 | 3 | 12/16 | × | | 12/5 | - | 2 | 4/16 | - |
| | | 融資制度損失補償審査 委員会 | 4 | 3/27 | × | | 3/12 | - | 5 | 4/16 | - |
| 33 | 業務課 | 水道事業運営委員会 | 2 | 6/27 | | × | 6/20 | 6/20 | 8 | 7/1 | 0 |
| 34 | 下水道管理 課 | 下水道事業運営委員会 | 2 | 11/13 | | × | 10/21 | 10/24 | 1 | 11/18 | 0 |
| 35 | 管理課 | 石狩市立小学校及び中 学校通学区区域審議会 | 1 | 6/6 | | | 7/2 | - | 8 | 7/2 | 0 |
| | | 石狩市立小学校及び中 学校通学区区域審議会 | 2 | 7/18 | | × | 7/12 | 7/12 | 9 | 8/16 | 0 |
| | | 石狩市立小学校及び中 学校通学区区域審議会 | 3 | 10/21 | | × | 10/9 | 10/15 | 12 | 11/12 | 15 |
| | | 石狩市立小学校及び中 学校通学区区域審議会 | 4 | 11/8 | | × | 10/31 | 10/31 | 1 | 12/30 | 14 |
| 36 | 学校教育課 | 就学指導委員会 | 1 | 7/18 | × | | 7/15 | - | 9 | 7/22 | - |
| | | 就学指導委員会 | 2 | 12/6 | × | × | 11/22 | - | 12 | 12/9 | - |
| 37 | 学校教育課 | 奨学審議委員会 | 1 | 5/20 | × | | 5/8 | - | 7 | 7/1 | - |
| 38 | 学校教育課 | 少年指導センター運営委 員会 | 1 | 5/27 | | × | 5/17 | 5/20 | 7 | 5/29 | 0 |
| 39 | 給食センタ ー | 学校給食センター運営委 員会 | 1 | 7/4 | | × | 7/1 | 7/1 | 9 | 7/9 | 0 |
| 40 | 社会教育課 | 教育委員会芸術文化入 ボーツ表彰選考委員会 | 1 | 12/17 | × | | 12/5 | - | 2 | 12/24 | - |
| 41 | 社会教育課 | 青少年問題協議会 | 1 | 3/31 | | × | 3/20 | 3/20 | 5 | 4/30 | 0 |
| 42 | 社会教育課 | 社会教育委員会議 | 1 | 6/6 | | × | 7/4 | - | 8 | 7/4 | 0 |
| | | 社会教育委員会議 | 2 | 1/28 | | × | 1/8 | 1/14 | 3 | 1/31 | 1 |
| | | 社会教育委員会議 | 3 | 3/28 | | × | 3/11 | 3/20 | 5 | 4/10 | 0 |
| 43 | 地域教育推 進室 | 生涯学習推進協議会 | 1 | 10/29 | | × | 10/15 | 10/21 | 12 | 4/18 | 0 |
| | | 生涯学習推進協議会 | 2 | 3/28 | | × | 3/20 | 3/20 | 5 | 4/22 | 0 |
| 44 | 地域教育推 進室 | 生涯学習研究委員会 | | | | | | | | | |
| 45 | 公民館 | 公民館運営審議会 | 1 | 6/27 | | × | 7/4 | - | 8 | 7/4 | 0 |

| | 事務局担当課 | 審議会等の名称 | 回 | 開催日 | 公開 | 諮問 | H P | あい・ボード | 広報 | 会議録 | 傍聴 |
|----|-------------|------------------|---|-------|----|----|-------|--------|----|------|----|
| | | 公民館運営審議会 | 2 | 12/3 | | × | 11/20 | 11/22 | 2 | 12/9 | 0 |
| | | 公民館運営審議会 | 3 | 3/20 | | × | 3/10 | 3/13 | 5 | 4/16 | 0 |
| 46 | 文化財博物館開設準備室 | 文化財保護審議会 | 1 | 6/7 | | | 6/4 | 6/4 | 8 | 2/5 | 0 |
| | | 文化財保護審議会 | 2 | 9/4 | | × | 9/3 | - | 11 | 2/5 | 0 |
| | | 文化財保護審議会 | 3 | 2/13 | | × | 2/5 | 2/6 | 4 | 4/15 | 0 |
| 47 | 市民図書館 | 市民図書館協議会 | 1 | 5/23 | | × | 5/15 | 5/14 | 7 | 6/7 | 1 |
| | | 市民図書館協議会 | 2 | 10/1 | | × | 9/5 | 9/26 | 12 | 10/9 | 1 |
| | | 市民図書館協議会 | 3 | 2/25 | | × | 1/27 | 2/6 | 4 | 3/4 | 1 |
| 48 | 海洋センター | B & G海洋センター運営委員会 | 1 | 7/16 | | × | 7/15 | - | 9 | 9/9 | 0 |
| | | B & G海洋センター運営委員会 | 2 | 12/26 | | × | 12/20 | 12/20 | 2 | 1/16 | 0 |
| | | B & G海洋センター運営委員会 | 3 | 2/28 | | × | 2/20 | 2/21 | 4 | 4/24 | 0 |
| 49 | 農業委員会 | 標準小作料設定協議会 | 1 | 3/18 | | × | 3/3 | 3/6 | 5 | 4/28 | 0 |

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|-----|--|-----|----|---|----|---|--|----|
| | | 11 | 187 | | 100 | 31 | 8 | 11 | 2 | | 81 |
|--|--|----|-----|--|-----|----|---|----|---|--|----|

(網掛け箇所は、公開会議の予定公表をしなかったケースなど。)

公開会議の予定公表の状況(事務局担当部別)

| 事務局担当部 | 公開すべき会議数(A) | 未公表件数(B) | 未公表率(%) (B/A) | 会議予定の公表(条例第14条第2項)をしなかった審議会等 |
|----------------|-------------|----------|------------------|--|
| 総務部 | 15 | 1 | 6.7% | 第1回政治倫理審査会 |
| 企画財政部 | 12 | 1 | 8.3% | 第3回男女共同参画推進委員会 |
| 市民部 | 4 | 2 | 50.0% | 第1回国民健康保険運営協議会、第1回特別土地保有税審議会 |
| 生活環境部 | 17 | 1 | 5.9% | 第1回コミュニティセンター運営委員会 |
| 保健福祉部 | 11 | 0 | 0.0% | |
| 建設部 | 8 | 0 | 0.0% | |
| 経済部 | 7 | 1 | 14.3% | 第3回新農業振興計画策定協議会 |
| 水道部 | 2 | 0 | 0.0% | |
| 教育委員会 生涯学習部 | 24 | 5 | 20.8% | 第1回通学区域審議会、第1回社会教育委員会議、第1回公民館運営審議会、第2回文化財保護審議会、第1回B & G海洋センター運営委員会 |
| その他 | 1 | 0 | 0.0% | |
| 合計 | 101 | 11 | 10.9% | は、当該審議会の運営規定(特別土地保有税審議会条例第5条)に反して、会議公開をしなかったもの。 |

公開会議の予定公表時期(媒体別)及び会議録作成(公表)の状況

| 公表媒体 | 平均日数 | 備考 |
|--------------------|-----------|--|
| 市ホームページ掲示 | 開催前 11.9日 | 未公表ケース(開催後の掲示)は、0日として評価 |
| あい・ボード(情報公開コーナー)掲示 | 開催前 9.0日 | 未公表ケース(未掲示)は、0日として評価 |
| 会議録作成(情報公開コーナー備付) | 開催後 43.2日 | 第1回文化財保護審議会 243日 第3回福祉のまちづくり検討委員会 195日 第5回行政改革懇話会 188日 第1回生涯学習推進協議会 171日 第3回使用料、手数料等審議会 161日 |

公開会議1回当たりの平均傍聴者数は、0.81人。傍聴者数が多かった審議会等のベスト3は、第3回通学区域審議会(15人)、第4回通学区域審議会(14人)、第3回使用料、手数料等審議会(12人)。

資料5 パブリックコメント手続の実施状況

(1)「グラウンドブラザ条例の制定(利用条件)」についてのパブリックコメント手続の結果

担 当 生活環境部市民生活課

実施期間 平成14年4月1日から同年5月2日まで

意見提出状況 意見提出者9人、意見件数25件(このうち2人から寄せられた意見については、匿名での意見だったため、参考とするに留めた。)

意見検討経過 担当が作成した意見の処理原案をもとに、関係所管課との協議を経て、5月31日付けで文書により市長決定を得た。決定までの過程で、処理原案のうち、施設名称の部分が変更になった。

意見検討結果とその理由 下表のとおり(「条例案に反映」と記載してある意見については、平成14年6月に議会提案された「石狩市民プール条例案」の内容に反映している。)

| 原 案 | 意 見 | 検討結果・理由 | 関係課協議経過 |
|---------------------------|---|--|---------------------------|
| 名称を石狩グラウンドブラザとします。 | いいと思います。 | (採用せず) 長く親しまれてきた名称を残そうと考えましたが、レストラン、サウナを廃したため、パブリックコメントでグラウンドブラザという名称としては機能上相応しくないという意見もあり関係部局と再度協議した結果、市内唯一の温水プールで、市民の健康を増進するという考えから、「市民プール」としました。なお、「いい」という意見をいただきましたが、原案を撤回した事を申し訳なく思っております。 | 商工労働観光課 企画財政課 スポーツ課 |
| | 過去2度失敗しているグラウンドブラザの営業は認められない。石狩市には生涯学習の要となる拠点が必要であり、当施設はそれに最適であるので「石狩市生涯学習センター」とした方がよい。 | (採用せず) 石狩市に唯一の温水プールを残すことを目的に、プールと多目的ホールのみ機能を持たせる施設であること、また、生涯学習センター的な機能を持たせる施設としては規模が足りないことや、まちの顔づくり計画で市庁舎横に計画している市民会館を生涯学習センター的施設と位置づけていることから、ご意見のような名称は採用しませんでした。なお、名称についてのご意見を踏まえ、グラウンドブラザではなく、市民プールにしました。 | 社会教育課 |
| 開館時間は午前9時30分から午後9時までとします。 | いいと思います。 | (拡大して採用) 元利用者から、利用時間を延ばして欲しいという声があり、パブリックコメント実施中に開催された市議会教育環境常任委員会での議論の中でも、市民がもっと利用しやすいように夜間の時間をもう少し広げるべきだという意見があったことから、それらを考慮し、終了時間を9時30分とします。 | 商工労働観光課 企画財政課 スポーツ課 |
| | 仕事前に体を動かしたい人もいるので、朝6時～9時も必要ではないか。 | (採用せず) 早朝を開館すると、見込まれる使用料収入よりも管理費が年間700万円程度上回り、採算性がなくなることから、採用しませんでした。 | |
| その他意見 | ロッカー代は返金できるシステムを採用して無料にしてほしい。 | (措置済み) 市民の利便性を考慮して無料を予定しています。 | |
| | 接客対応を良くすれば、増客につながると思う。 | (指摘事項) サービスを提供する施設と考えていますので、従業員を十分教育していきます。 | |
| | プールへの階段、和式のトイレは足の悪い者にとってつらいので改善されとうれしい。 プールにも洋式トイレがあった方がよい。 | (措置済み) 市民プールに相応しい、バリアフリーに則した整備を進めており、入り口にスロープ、プールには洋式トイレと昇降機も設置します。 | |

| | | |
|--|---|-------|
| 障害者手帳を出す無料にするか、割引料金の設定を検討してほしい。 | (条例案に反映) 障害者手帳をお持ちの方には割安になる料金設定をすることで、使用料審議会から答申を得ており、一般 600 円に対し、300 円の料金設定を予定しています。 | 企画財政課 |
| 札幌市に準じ、小中学生、高齢者、療育手帳、介護者1名は無料に。 | (対応は困難) 市で最初の民間施設を購入し、民間と同様のサービスの提供を行なおうとするものであることから、健全な経営を図るには、利用される方に広く負担をしていただかなくてはならないと考えています。小中学生、高齢者、療育手帳をお持ちの方の料金は、一般料金の半額の300円とすることを予定していますが、以上のような理由により、無料とすることは困難です。 | 企画財政課 |
| 団体に貸し切ったとき、終了後直ちにプールから出なければならぬが、しばらくのんびり入っていたい。 | (採用せず) 団体へのレーン貸しは考えておりますが、終了後は一般開放としてご利用ください。 | |
| 障害者は他人に迷惑をかけないよう、気を使っているため、多目的の更衣室を設置してほしい。 | (施設内容に一部反映) 多目的更衣室はスペースの都合上設けられませんが、更衣室に間仕切り用のカーテンを設置して利用していただく事とします。 | 建築課 |
| 6,000円くらいの月間パスがあるといい。 月間パス、シーズンパス、年間パス、団体パス、市民パスなどがあってもいいのでは。 | (今後の検討事項) 従来の方法を継続する予定なので、回数券はありますが、シーズンパスなどは管理形態が複雑になる事から現在考えていません。() | |
| 土日の午前にスクールがあると働いている母親が小さい子供を連れていけてよい。 | (一部採用) 広く市民の方が利用できるよう、ご意見の趣旨を生かし、土曜の午前中にもスクールを開設する予定です。 | |
| 級取得制度があるといい。 | (今後の検討事項) 級取得については、コースを閉鎖しなければならないことなど、希望者が少ない場合は運営上不都合が生じるため、現在のところは考えていませんが、体制的には実施可能なので、今後、希望者が多ければ、検討していきたいと思えます。() | スポーツ課 |
| 2階の見学席が少なく、立ってみる事が多い。 | (採用せず) 施設の構造上見学席を広げる事はできないことから、現状の改修の中では考えておりません。 | 建築課 |
| 夏、見学席にクーラーが効かず暑い。 | (採用せず) すでに改修が進んでいるため、対応できませんでした。 | |
| 皆勤賞制度の継続を。 | (措置済み) 従来皆様に好評だった制度なので、引き続き行なう予定です。 | スポーツ課 |
| 宣伝に力を入れた方がよい。 | (指摘事項) 市民プールとして利用していただけるよう、周知に努めてまいります。 | |
| 若くファイトあるコーチを増やし、選手育成に力を入れてほしい。 | (指摘事項) 皆様が広くスクール生として加入する事を期待しており、コーチの充実にも力を入れていくとともに、スクール生の育成にも力を入れていきたいと考えています。 | |
| トライアスロン、ライフセービングなど泳ぎに関わる団体と連携をとり、水泳教室とともに資格講習、指圧リラクゼーションなど広いジャンルに対応できるようにする。 | (今後の検討事項) 従来の運営方法を引き継ごうと考えていたので、ご指摘の内容については、対応できませんでした。() | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>BGとも連携をとり、スポーツ団体や学生の部活動などにも使ってもらえるよう、合宿にも対応できる施設にしてほしい。</p> | <p>(対応は困難) 夜間の管理人を置く余裕がないので、指摘のような対応は考えておりません。</p> | |
| <p>6～9時は格安、9～17時は従来どおり、17～21は少し高くなど、料金設定に差をつけては。</p> | <p>(今後の検討事項) 従来の運営方法を引き継ごうと考えていたので、時間帯別の料金設定については念頭になく、対応できませんでした。 ()</p> | |
| <p>市内に民間のスポーツ施設がないので、それに代わる施設になるよう、いろいろな施設を見て研究してほしい。</p> | <p>(指摘事項) 市内唯一の温水プールを残すことを目的とした、プールを中心とした施設であり、ご指摘の様な各種機能をもったスポーツ施設ではありませんが、市民の皆様に親しまれるよう、調査や研究に努めます。</p> | |
| <p>筋肉緩和のため、水着のまま温まるジャグジー付き湯船を設置してほしい。</p> | <p>匿名での意見につき、参考とさせていただきます。</p> | |
| <p>プールから上がった後、お湯で温まって帰りたい。大浴場があって、低料金だと風呂のみの客も増えると思う。リラックスルームもあるとよい。</p> | <p>匿名での意見につき、参考とさせていただきます。</p> | |
| <p>これらについては、現在、プールを立ち上げることに専念しております事から、対応する事が難しい状況にありますが、今後、プールの運営をしていく中で検討していきたいと考えています。</p> | | |

(2)「市民農園の利用条件及び貸付料の検討」についてのパブリックコメント手続の結果

担 当 経済部農水産課農政担当

実施期間 平成14年8月1日から同年9月2日まで

意見提出状況 意見提出者3人、意見等の件数9件

意見検討経過 担当が作成した意見の処理原案をもとに、関係所管課との協議を経て、9月10日付けで文書により市長決定を得た。

意見検討結果とその理由 下表のとおり。

| 原 案 | 意 見 | 検討結果・理由 | 関係課協議経過 |
|----------------------------------|---|--|-------------------------------|
| <p>応募者が貸付区画数を超えたときは、抽選で決定する。</p> | <p>いいと思います。</p> | <p>(採用) 応募者が多数のときは抽選で決定するのが公平を期すことができると考え原案どおりとしました。</p> | <p>農業総合支援センター担当</p> |
| <p>毎年貸付を行います。</p> | <p>可能であれば、同じ土地を長期間に渡り、貸して欲しい。</p> | <p>(採用せず) 少しでも多くの方に農園を利用していただくために単年度ごとの貸付としますので、採用しませんでした。</p> | <p>農業総合支援センター担当</p> |
| | <p>募集区画数を下回った場合、毎年貸付でなく通して2～3年貸付としたら良いと思います。</p> | <p>(今後の検討事項) 区画の貸付は公平を原則として行いますが、応募者が区画数を下回る状況が何年も続いた場合は、貸付方法について再検討します。</p> | <p>農業総合支援センター担当</p> |
| <p>貸付期間中の1㎡あたりの単価を200円とする。</p> | <p>現在の物価と肥料等を考えると少し安価ではないかと思えます。(サッポロさくらんと同じでもいかがか)</p> | <p>(採用せず) 貸付料は、支出経費とほぼ均衡となる1㎡あたり200円としたものです。</p> | <p>企画財政課 農業総合支援センター担当</p> |

| | | | |
|------------|---|---|--------------|
| 1区画40㎡と50㎡ | 両画とも狭いと思います。 | (採用せず) 全体面積が限られている中で、ある程度の広さを確保しながら、同時に少しでも多くの方に利用していただくことを考え、結果としてこの広さを採用しました | 農業総合支援センター担当 |
| その他意見 | 基本的な農薬・肥料使用等の指導・利用者間のモラル等についてのアドバイスは必要かと思えます。 土作り、苗作り、種を蒔く時期、虫が出た時の対処法など農業の基本を教えてください。パイプラインを作りたい。 | (措置済み) 農園利用者を対象に年2～3回程度、農協技術職員もしくは農業改良普及センター職員による栽培講習会を開催する予定です。 また、常勤ではありませんが、農園の見回り等をお願いする地元の方に見回り時に農園利用者から聞かれた場合に栽培指導を行ってもらう予定です。 | 農業総合支援センター担当 |
| | 農薬を使いたくない、有機肥料を多く使いたいという希望を持っている場合は、はじめから、分けをして利用できれば、予想される摩擦が少なくなるのではないのでしょうか。1年毎の使用が原則ですが、減農薬・有機肥料栽培を希望する人には、前年使用の条件がハッキリしているほうが喜ばれると思います。 これらかの農業を考えるについても、一部でも有機農業的な方向を位置付けて市民農園を提供していくことが必要と考えます。 | (今後の検討事項) 農薬や化学肥料を使用しない栽培を望む人や、病気や害虫の発生を広げないために農薬を使用する人、収穫量を多くするために化学肥料を用いる人もおりますことから、説明会においてもお互いに周辺に迷惑をかけないように注意を促しますが、農薬・化学肥料の使用方法などによる分けについては、利用状況や利用者の意向などを聞いた中で検討します。 | 農業総合支援センター担当 |
| 質問 | 住宅地に近い土地があるのに、なぜ、生振なのか(車を持っていない人は、対象外という事でしょうか)。 | 市民農園開設の目的の一つに都市と農村との交流による農村の活性化があり、生振地区の連合町内会が市民農園の誘致に積極的であったことから、原案の地区に開設することにしました。 | 農業総合支援センター担当 |
| | 農園の備品や設備は、どのような物を用意して下さるのですか。 | 農園内には、給水用器具、案内用の看板等があります。また、隣接する市所有の倉庫の一部を利用して、トイレ、休憩場所、物置とする予定ですが、鍬などの農具は個人で用意していただくこととなります。 | 農業総合支援センター担当 |

(3)「公共施設使用料の改定及び新設」についてのパブリックコメント手続の状況

担当 企画財政部企画財政課

実施期間 平成14年9月2日から同年10月4日まで

意見提出状況 意見提出者1人、意見等の件数1件

意見検討経過 教育委員会管理課が作成した意見の処理原案をもとに、使用料、手数料等検討委員会(助役を委員長とした庁内組織)の決定を経て、11月21日付けで文書により市長の決定を得た。

意見検討結果とその理由 下表のとおり。(条例案に反映)と記載してある意見については、平成14年12月に議会提案した「石狩市立学校施設使用料条例案」の内容に反映している。

| 原 案 | 意 見 | 検討結果・理由 | 関係課協議経過 |
|---|--|---|---------------|
| カルチャーセンター使用料を新設する。 会議室・音楽室・陶芸室 1時間につき 500円 多目的室 1時間につき 400円 洋室・和室 1時間につき 200円 | 今回、新設する使用料の金額が高すぎるのではないかと。市の文化活動を推奨する意味でも利用しやすい金額にすべき。 | (条例案に反映) 使用料、手数料等審議会の答申(カルチャーセンターについての要旨「他市町村での有料化の事例、施設の設置経過、利用団体の現状、利用実態を考慮し慎重に料金設定すべきである」)、パブリックコメント、市に寄せられた要望等を踏まえ、市民が利用しやすい料金とするため、会議室・音楽室等は1時間につき300円、多目的室は200円、洋室・和室は100円としました。 | 使用料、手数料等検討委員会 |

(4)「平成14年度事業評価(試行)の作業中間報告」についてのパブリックコメント手続の状況

担 当 企画財政部参事(事業評価・市民参加担当)

実施期間 平成14年9月24日から同年10月25日まで

意見提出状況 意見提出者3人、意見等の件数23件(内訳、下表のとおり。)

| 意見提出者 | 対象事業 | 担当部 | 意 見 数 | |
|-------|--------------|-------|------------|--------------|
| | | | 評価内容に関するもの | 事業評価全般に関するもの |
| A | 男女共同参画推進事業 | 企画財政部 | 4 | 2 |
| 同上 | 花いっぱい運動事業 | 生活環境部 | 5 | |
| 同上 | 集団資源回収団体奨励事業 | 生活環境部 | 2 | |
| B | 学校給食事業 | 生涯学習部 | 4 | 3 |
| C | 記念保護樹木保護事業 | 生活環境部 | 2 | 1 |
| 合計 3人 | | | 17 | 6 |

意見検討経過 個別対象事業の中間評価に対する意見については、事業担当部長職が検討経過調書を作成し、事業評価会議での検討(11月7日)を経て、市長・助役ヒアリング(11月13日)において最終評価への反映を決定した。また、事業評価全般に関する意見については、事業評価・市民参加担当が意見の処理原案を作成し、教育委員会の合議を経て、12月17日に企画財政部長の決定を受けた。

意見検討結果とその理由 下表のとおり。

個別事業の評価内容について

| 担当事業名 | 男女共同参画推進事業 | 事業CD | T12 |
|---|---|------|---------------------------------------|
| 担当部課 | 企画財政部市民の声を聴く課 | 部長氏名 | 野 昭夫 |
| 意見の要旨 | 最終評価への反映状況及びその理由 | | 関係協議経過 |
| 男性が考える共同参画と女性が感じる共同参画とは違うと思うので、男女共同参画事業は女性職員が担当すべき。 | (反映しない) 「女性が暮らしやすい社会は男性にとっても暮らしやすい社会である」という視点はこの事業の推進にとって大切な要素でもあり、担当職員を女性に限定することは必ずしも妥当ではない。なお、現在の担当主査は男性であるが、担当課長は女性である。 | | 事業評価会議での検討(11/7) 市長・助役ヒアリング(11/13) |
| 国内研修の随員職員の顔ぶれを毎年変えて、男女共同参画の経験をする職員の数を増やすべき。 | (今後の検討事項とする) 男女共同参画推進の理念を各行政分野に浸透させるためにも様々な職員が、この種の研修を受講することは大切なことである。 | | |
| 女性議会は逆差別ではないか。参加者を男女半々にし、男性にも男女共同参画を訴えるべき。 | (反映しない) 女性議会は女性の視点や意見が市政に反映することを目的に実施したものであり、意見は女性議会の開催趣旨と異なる視点に立ったものである。 | | |
| 学校の総合学習に男女共同参画を取り入れるよう、学校側に働きかけて欲しい。 | (具体的な文言としては反映しないが、取組みを進める) 次代を担う子供たちに男女平等意識を定着させるために今何をしなければならないか、今後具体的に取組みたいと考えており、男女共同参画推進委員会で検討を進める予定になっている。 | | |

| | | | |
|--|---|------|---|
| 担当事業名 | 花いっぱい運動事業 | 事業CD | T39 |
| 担当部課 | 生活環境部みどりの課 | 部長氏名 | 吉田 保雄 |
| 意見の要旨 | 最終評価への反映状況及びその理由 | | 関係協議経過 |
| 市民は、この事業の総合計画での位置付け(市民参加の景観づくり、美しい景観づくり、市民のまちづくり意識高揚)を理解して参加しているとは思えない。これらを十分に周知しないと、市民と市の一体感が生まれない。 | (反映せず) 市民が参加することで市内に花がいっぱいになり、美しい景観ができる。この運動は継続することに意義があり、街に花がひろがることで、市民と市の協働作業が成り立ち、一体感が生まれていると考えます。 | | 事業評価会議での検討(11/7) 市長・助役ヒアリング(11/13;反省会についての検討結果を修正) |
| 毎年同じような行政資源の使い方をせずに、苗の種類、肥料、土、除草・景観などなど市民と市が知恵をだしあい、より良い事業となるよう市がリーダーシップを取ってほしい。 | (反映せず) 苗の数量が希望数量に足りない状態が続いています。まず希望数量を確保できるよう工夫していきたい。 | | |
| 事業の成果を把握するための反省会や実地調査はしないのか | (今後実行する) 花いっぱい運動花壇コンクールで成果を評価しておりますが、15年度からは花を植えた道路延長を確認するとともに、秋に参加団体等との意見交換の機会を持つ予定です。 | | |
| 苗の単価が123円となっているが、今年の店頭価格は68円～98円。大量に購入しているのに123円もかかるのは一般常識とかけはなれている。 | (反映せず) 苗の単価123円とは、総事業費を配布苗株数で割った数字です。実質的な苗単価は、指定場所70カ所に運搬する費用込みで92円(13年度実績・花の苗65,600本、金額6,090千円)となり、妥当と考えます。 | | |
| 参加者数だけでなく、花による街の景観づくり(石狩らしい統一された景観など)や費用(一年草ではなく多年草)を考えて事業をしてほしい。 | (前半は取り入れないが、後半は今後実行する) 花の種類については、町内会等の団体からの要望にこたえるよう種類を9種類用意して対応しています。景観づくりも含めて町内会等の団体の自主性を大切にしたいと思います。 また、多年草については、選択できるよう種類を増やしたいと思います。 | | |

| | | | |
|---|--|------|--|
| 担当事業名 | 資源回収団体奨励事業 | 事業CD | T38 |
| 担当部課 | 生活環境部リサイクルプラザ | 部長氏名 | 吉田 保雄 |
| 意見の要旨 | 最終評価への反映状況及びその理由 | | 関係協議経過 |
| 金を出してまで資源回収を行うのは疑問。市の財政を考えると、奨励金をださない資源回収を検討すべき。市は、最近、ごみ処理費用の削減に努めているのに、このような金の使い方は理解できない。1キロ5円の奨励単価は、他自治体を参考に再検討すべき。 | (今後の方向性に反映する) 資源回収団体の活動を維持増進するための動機付けとして、現状ではある程度の奨励金を支出する必要はあるが、市民のリサイクル意識の高まりや事業の定着度を考えると、他の市よりも奨励金額を高く設定しなければならないような特別な事情も存在しないと思われるので、意見も踏まえ、奨励単価の再検討を行う。 | | 事業評価会議での検討(11/7) 市長・助役ヒアリング(11/13;奨励単価についての検討結果を修正) |

| | | |
|---|---|--|
| 13,416千円(H14予算)も費用をかけるなら、リサイクルプラザで分別回収をできないのか。この事業は見直すべき。 | (反映せず) 平成7年度に「容器リサイクル法」が制定され、9年4月に施行し「空き瓶、空き缶、紙パック、ペットボトル」の4品目7種類の回収が自治体に義務づけられ、加えて12年にダンボール、その他紙製の包装容器、その他プラスチック容器の3種類が追加されたところ。市では、リサイクルプラザ建設計画の中で「容器包装リサイクル法」で指定されている品目の現状を調査し、「空き瓶、缶、ペットボトル、その他プラスチック」の4品目に絞り、平成9年に建設計画を立て、平成12年4月より稼働、現在に至っておりますので、受入体制としては、4品目しか想定していない施設です。 | |
|---|---|--|

| 担当事業名 | 学校給食事業 | 事業CD | T97 |
|--|---|------|---|
| 担当部課 | 教育委員会生涯学習部学校給食センター | 部長氏名 | 棚橋 文男 |
| 意見の要旨 | 最終評価への反映状況及びその理由 | | 関係協議経過 |
| 事業活動の状況を評価する上で、児童生徒の減少により年間配食数が減少していることを問題視するのは不適當。 | (反映せず) 活動結果を示す指標が変化している原因を分析する趣旨で記述したものであり、減少自体を問題視しているものではない。 | | 事業評価会議での検討(11/7) 市長・助役ヒアリング(11/13;市民参加についての今後の方向性の部分を修正) |
| 2センター体制をどのように見直すのかが不明なので、この点についての評価はできない。 | (質問に対する回答として処理) 今後、児童・生徒数の減少により、1センターの施設能力で賄える状況が考えられることから、2センター体制の見直しを、課題としてとりあげている。 | | |
| 給食現場での頑張りは認めるものの、給食費滞納や食べ残しの状況を考えると、担当課の総合評価Dは妥当。 | (総合評価に反映) 意見も踏まえ、総合評価もDとした。 | | |
| 市民参加推進という市の姿勢を考えると、運営委員会で給食費の額等を検討するだけではお粗末。もっと積極的に市民参加を進めることを今後の方向性で示すべき。 | (今後の方向性に反映) 運営委員会等の活用を通じて、給食センターの円滑な運営に努めるとともに、特に2センター体制の見直しについては、関心を持つ市民に参加を求め、時間をかけて検討する方針である。 | | |

| 担当事業名 | 記念保護樹木保護事業 | 事業CD | T38 |
|--|---|------|---------------------------------------|
| 担当部課 | 生活環境部環境課 | 部長氏名 | 吉田 保雄 |
| 意見の要旨 | 最終評価への反映状況及びその理由 | | 関係協議経過 |
| 成果指標の「記念保護樹木とのふれ合い度・親しみ度」は17年度のアンケートを待つまでもなく、現時点でも非常に低いことは明白だと思う。 | (今後の方向性に反映) 本事業は、これまでは市民とのふれあい等を主体としたものとはなっていなかったことから、15年度以降、この点を強化した施策を実施するとともに、環境基本計画事業全体の評価を含め、アンケート等により市民意向の把握を行うこととする。 | | 事業評価会議での検討(11/7) 市長・助役ヒアリング(11/13) |
| 例えば次のような事業展開を考えたらどうか。 ・自然観察会やことも自然教室でバスツアーなどを行う ・記念保護樹木のリーフレットを作成し、小中学校に配布する ・広報の「いしかり博物誌」など手近に利用できる媒体を活用する | (今後の検討課題とする) 本事業は、これまで、市が樹木の維持管理面を主体として行ってきたが、今後は指定樹木の管理のあり方、市民参加、ふれあいなどのソフト面にも重点を移していくこととする。意見は、15年度以降に啓発・普及など個別メニューを考えていく上で参考としたい。 | | |

事業評価全般について

| 意見の要旨 | 意見の検討結果 | 左の理由・説明など |
|---|-------------------------------------|--|
| (A) 市民の声を聴く方法はいつもパブリックコメントだが、もっと簡単に声を出す方法や声をとりあげる方法を考えるべき。 | 事業評価に対するご意見ではありませんが、右のとおり見解をお示しします。 | 市民意見をしっかり検討するためには、後日に内容を確認できるような方法で意見を提出していただく必要があるため、市民意見を正式に聴く場合にはパブリックコメントなどの方法を取っていますので、ご理解をお願いします。なお市役所では、こうした正式の手続以外でも、全課が電話やEメールなどでは常時ご意見をお受けしておりますので、お気付きのことなどがあれば、いつでも声をお寄せください。 |
| (A) 市役所からのものに市民参加させることだけが市民参加ではない。市民からのものに市役所が参加するのも市民参加。市職員の積極的な参加を望む。 | 事業評価に対するご意見ではありませんが、右のとおり見解をお示しします。 | 市民の声を活かす条例では、市役所の決定に市民が参加することについて定めていますが、これだけが市民参加ではないということは、ご指摘のとおりです。市民発のものに市職員の参加を望むとしたら、市民から市職員に対する情報提供が必要になると思われますが、その方法等については一度ご相談ください。 |
| (B) 学校給食事業の有効性・必要性評価の部分で、事業目的である「食の自己管理、食文化の伝承」に関する評価がされていないのはなぜか。 | 意見を踏まえて今後検討します。 | 今回の観点別評価では、事業の問題点や改善方向をはっきりさせるため、問題がある事項の内容や理由などの説明に重点をおきました。学校給食事業については、「バランス良い食事への認識」「食の自己管理への意識付け」「食文化の伝承」の3つの事業目的のうち、1点目の達成を図る上での有効性に疑問があるため、その旨を説明したのですが、その結果、他の2点についての説明の記述がありませんでした。ご意見を参考にして、次年度以降の記述方法を検討します。 |
| (B) 学校給食事業の15年度方向性について、事業規模縮小が配食数減少に伴うものか施設縮小を意図するのが不明。 | 意見を今後の改善に生かします。 | 事業規模とは、事業に投入する予算と人員を指していますが、今回の評価では、配食数減少に伴う予算減を想定していません。学校給食事業に限らず、今回の試行では、今後の方向性を示した趣旨についての説明が不足しているシートも散見されますので、次年度以降は記述方法の改善を図ります。 |
| (B) 市民がシートを理解するのは困難だが、第一歩を踏み出したという意味は大きい。評価を続けることにより市民も行政も成熟していくと思う。 | 意見として承る。 | |
| (C) 評価シートは、各事業について、事業の位置付け、目的、内容、経費、結果、成果、評価、課題が一通りわかるようになっており、事業の全体像が市民にもわかるので、良い試みだと思う。 | 意見として承る。 | |

(5) 「石狩勤労者総合スポーツ施設(サン・ビレッジいしかり)譲渡受入れの検討」についてのパブリックコメント手続の状況

担 当 経済部商工動労観光課商工労政担当

実施期間 平成14年12月24日から平成15年1月30日まで

意見提出状況 意見提出者6人、意見等の件数10件

意見検討経過 担当が作成した意見の処理原案をもとに、庁内検討会議(平成15年2月3日開催)における関係所管課との協議を経て、2月12日付けで文書により市長決定を得た。

意見検討結果とその理由 下表のとおり。

| 原 案 | 意 見 | 検討結果・理由 | 関係課協議経過 |
|---------------------------------------|---|---|--|
| 当該施設の譲渡を受け入れ、雇用能力開発機構の申入価格にて石狩市が購入する。 | 利用状況も高まっており、当分、箱物の建設が無理な状況の中での取り壊しはもったいない。 | (採用) 原案とおり当該施設を雇用・能力開発機構の申入れ価格にて石狩市が購入します。 | 庁内検討会議 (2/3) (総務課、企画調整課、企画財政課、事業評価・市民参加担当、スポーツ課、建築課) |
| | 石狩は体育施設の整備が遅れているのだから、躊躇なく購入すべきだ。 | (採用) 原案とおり当該施設を雇用・能力開発機構の申入れ価格にて石狩市が購入します。 | |
| | 譲渡には反対しないが、現在の場所は、利用しやすい場所ではなく、もっと市街地に移設すべき。 | (採用せず) 「移設」は、材料の一部を再利用できるものの解体費、再建築費等を含めると、新たに施設を建設する以上の経費が掛かるものであり、現在の財政状況のなかでは、困難と言わざるを得ません。 | |
| | 石狩は財政状況が悪化しているのだから、職員の若返り、減員によって人件費を減らさない限り、多額の維持費が掛かる施設の受け入れには反対だ。 | (採用せず) 現在の厳しい財政状況を踏まえ、市としても歳出経費の節減に加え、職員数の削減と給与等の減額により、人件費の圧縮を図っているところではありますが、それと当該施設の譲渡受入れの是非とは直接的に関連するものではありません。 | |
| | それほどの利用が見込めない施設に多額の維持費をかけるのは無駄遣いで、もっと他の用途に回すべき。 | (採用せず) 施設管理をする以上相応の負担は伴いますが、当市のスポーツ施設の整備状況は、人口・産業構造等を勘案した全国の類似市町村と比較しても決して十分な状況にはないため、初期投資(当初建築費10億円強)分の負担のない中で施設を活用できるメリットを重視し、その運営継続を選択しました。 | |
| その他意見 | 安価な譲渡価格を踏まえて、使用料は無料か、思い切った低額設定を望む。 | (今後の検討事項) 今後の使用料・運営方法については、今回の意見も参考にして原案を作成し、PC手続、使用料・手数料審議会等を経た中で5月頃までに決定します。 | |
| | 利用に際し、何らかの形で石狩市民優先の手法を取り入れてもらいたい。 | | |
| | 運営委託先をスポーツNPOにするなどして、財政効果のみならず、スポーツ振興、レベルの向上等を積極的に図っていくべき。 | | |
| | 経費節減や夜間利用の道を開く意味でも、日常の施設管理を利用者のボランティアを募って行うなどの方法を検討してほしい。 | | |
| | 利用者の立場に立った気持ちの良い窓口対応を望む。 | | |

(6)「ごみ減量化計画の策定」についてのパブリックコメント手続の状況

担 当 生活環境部ごみ対策課廃棄物担当

実施期間 平成15年1月21日から平成15年2月24日まで

意見提出状況 意見提出者1人、意見等の件数1件

意見検討経過 担当が作成した意見の処理原案について、3月19日付けで文書により市長決定を得た。

意見検討結果とその理由 下表のとおり。

| 原 案 | 意 見 | 検討結果・理由 | 関係課協議経過 |
|----------------|---|---|---------|
| 「5353(ごみごみ)運動」 | ごみ減量化計画策定(案)にある「ごみごみ運動」はイメージ的によろしくないので「ゴミ ダイエット100プロジェクトいしかり」はいかがでしょうか？ プロジェクトはなくてもいいです。 | (反映) 当初「5353(ごみごみ)運動」は、53(ごみ) + 53(ごみ) = 106gのごみ減量という意味で市民にごみ減量の数値目標などを覚えやすくという意図で名づけられました。 ご指摘のとおり「ごみごみ」という名称は、ごみごみしているなどあまりイメージ的に良くないこと、ごみ減量という意味からダイエットという表現がわかりやすいこと、106gより100gのほうが市民に受け入れやすく、計画のごみ減量目標の13%に影響しないことから、「いしかり・ごみダイエット100運動」という名称で採用します。 | |

(7)「高齢者保健福祉計画の見直し案」についてのパブリックコメント手続の状況

担 当 保健福祉部福祉課企画総務担当

実施期間 平成15年1月30日から平成15年2月28日まで

意見提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

(8)「新農業振興計画」についてのパブリックコメント手続の状況

担 当 経済部農水産課農政担当

実施期間 平成15年1月30日から平成15年2月28日まで

意見提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

(9)「石狩勤労者総合スポーツ施設(サン・ビレッジいしかり)の利用条件」についてのパブリックコメント手続の状況(平成15年度にかけて実施)

担 当 教育委員会生涯学習部スポーツ課スポーツ振興担当

実施期間 平成15年3月28日から平成15年4月28日まで

意見提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

| テ ー マ | 意見等の提出状況 | 意見等の反映状況 | | |
|------------------|----------|----------|------|------|
| | | 採 用 | 今後検討 | 不採用等 |
| 旧)石狩グランドプラザの運営方法 | 9人、25件 | 11件 | 4件 | 10件 |
| 市民農園の利用条件と貸付料 | 3人、9件 | 2件 | 2件 | 5件 |
| 公共施設使用料の改定および新設 | 1人、1件 | 1件 | - | - |
| 事業評価中間報告への意見募集 | 3人、23件 | 7件 | 3件 | 13件 |
| サン・ビレッジいしかりの譲渡受入 | 6人、10件 | 2件 | 5件 | 3件 |
| ごみ減量化計画 | 1人、1件 | 1件 | - | - |
| 高齢者保健福祉計画見直し | 0人 | - | - | - |
| 新農業振興計画 | 0人 | - | - | - |
| サン・ビレッジいしかりの利用条件 | 0人 | - | - | - |
| 計 9案件 | 23人、69件 | 24件 | 14件 | 31件 |

資料6 市民参加手続参加者アンケート結果

(1) 審議会等委員アンケート結果

アンケート対象 17 審議会等 (28 案件) 延べ 177 人

回答者 延べ 108 人 (回収率 61.0%)、実質 98 人

結果の集計 別添のとおり

| | |
|---------------------------------|-----|
| 設問ごとの全体集計結果 ----- | 2 4 |
| 案件別の集計結果ランキング ----- | 2 5 |
| 自由意見 (事務局対応について) ----- | 2 8 |
| 自由意見 (委員選定方法等について) ----- | 3 1 |
| 自由意見 (あい・ボードについて) ----- | 3 3 |
| 自由意見 (審議会制度・市民参加制度全般について) ----- | 3 4 |

分析結果の概略

(1) 選択式回答

| アンケート項目 | 全体の状況 | 特徴的な事項 |
|--------------------|--|--|
| 事務局からの資料、説明について | 平均;3.8ポイント(5点満点) 最多;4(良い)50%強 2位;3(普通)25% 1・2の評価;6人 | ・高評価の頻出理由は「図表・写真など視覚に訴える資料の活用」「資料配布が早い」など ・低評価の頻出理由は「資料配布が遅い」「説明や資料が分かりにくい」など ・複数の委員が2(あまり良くない)、1(良くない)をつけたのはごみ減量化計画検討、保育料検討の2案件 |
| 審議内容の充実度について | 平均;3.7ポイント(5点満点) 最多;4(まあまあ)50%弱 2位;3(普通)30%強 1・2の評価;9人 | 複数の委員が2(あまり充実せず)をつけたのは、財政構造改革方針の検討、健康いしかり21計画検討、奨学生選考の3案件 |
| 審議期間(時間)の長さ | 平均;ほぼ適当(-0.08点) 最多;0(適当)85% | 通学区域審議会については、7人中5人が「短い」と答え、突出している |
| 答申内容の満足度について | 平均;3.8ポイント(5点満点) 最多;4(まあまあ)55% 2位;5(満足)と3(普通)が各20% 1・2の評価;11人 | 複数の委員が2(あまり満足せず)をつけたのは、財政構造改革方針の検討、パークゴルフ場使用料の検討の2案件 |
| 答申に対する市の検討結果について | 平均;3.6ポイント(5点満点) 最多;4(なかなか)50% 2位;3(普通)30% 1・2の評価;9人 | 複数の委員が2(あまり総合的・多面的でない)又は1(まったく総合的・多面的でない)をつけたのはごみ減量化計画の検討 |
| 市の検討結果への満足度 | 平均;3.95ポイント(5点満点) 最多;4(ほぼ納得)40%強 2位;5(非常に納得)と3(普通)が約25% 1・2の評価;6人 | 複数の委員が2(あまり納得できず)をつけたのは通学区域の検討 |
| 委員公募を知った手段(公募委員のみ) | 広報 12人 知人・団体経由 2人 公開コーナー、市役所からの連絡 各1人 | |
| あい・ボード活用度 | よく・ときどき見る;45% あまり・ほとんど見ない;50% | コメントの中では、「目立たない、もっとPR必要」とする意見が13件と突出している |

(2) 委員の選任等に関する自由意見のうち特に多かったもの

・委員報酬の引き下げを求める意見 5人、反対意見 1人

- ・委員公募制に対する賛同、さらなる拡大を求める意見 6人
- ・団体枠、学識者の選考基準に関する意見 11人
- ・委員の知識、意欲、出席率に問題があるとする意見 7人
- ・現状でよいとする意見 17人

(3) 審議会制度や市民参加制度全般に対する自由意見のうち特に多かったもの

- ・発言機会の均等化、自由に議論できる雰囲気作りなど、議事進行に関する意見 7人
- ・審議会の守備範囲、審議内容に関する事前情報提供などを求める意見 4人
- ・市民の参加が少ない、十分な制度PRを求める意見 9人
- ・制度に対する賛意 15人

資料 1 3 検討を要すると思われる市民参加手続の事例

(1) 「花川地区通学区域変更に関する検討」

事例の概要 平成 1 4 年 6 月 6 日に開催された「第 1 回市立小学校及び中学校通学区域審議会」に「南線小学校児童数の増加に伴う適正な通学区域について」を諮問し、4 回にわたる審議を経て、同年 1 1 月 1 4 日付けで同審議会から「平成 1 5 年度からの通学区域変更を実施する」旨の答申を得たものの、保護者や地域住民といった利害関係者に対する情報開示の遅れなどから、これらの十分な理解が得られず、結果的にその実施時期を 1 年間延期することとなった。・・・(詳細は、平成 1 4 年度第 2 回審議会資料のとおり。)

選定の視点 利害関係者に対する効果的な情報提供のあり方、情報提供の時期とその情報の確度とのバランス。

(2) 「グランドプラザ条例の制定 (利用条件) 」

事例の概要 経営不振に陥っていた民間施設、(旧)石狩グランドプラザを市の公共施設として買い取ることを決定し、その条例化に当たり平成 1 4 年 4 月 1 日から 5 月 2 日を期間としてパブリックコメント手続を実施した。この際に示された市の原案では、施設名称を「石狩グランドプラザ」とするとしており、この原案に賛同する市民意見が提出されたにもかかわらず、同原案を撤回し、議会への条例提案では「石狩市民プール」とした。

(資料 5 及び資料 6 の 7 の相談事例を参照のこと。)

選定の視点 行政側が公表した原案をパブリックコメント手続の結果を踏まえずに変更することは、当該手続の意義を損なうこととなりはしないか。

(3) 「公共施設使用料の改定及び新設について」

事例の概要 昭和 6 0 年以来続いていた公共施設使用料の一斉見直しをするに当たり、平成 1 4 年 4 月 1 8 日に開催された「第 1 回使用料、手数料等審議会」に「石狩市使用料条例に係る公共施設使用料の一部改正及び新設について」を諮問し、6 回にわたる審議を経て、同年 1 1 月 1 4 日付けで同審議会から答申を得た。

その中で、使用料の減免規定については、「全施設の料金に共通して適用するもので減免事項、減免率も概ね妥当なものと判断します。この運用に当たっては公平性の確保のためにも安易にこの規定の拡大解釈を行うことのないよう十分留意するとともに、減免該当団体となる定義付けを明確にする必要があるものと判断します。」とされていた。

この答申を受け、庁内の検討機関である「使用料、手数料等検討委員会」において検討し、減免規定は「答申の主旨に沿って各条例の施行規則において定めることとします。」と、その検討結果を公表した上で、同年 1 2 月議会に一連の関係条例案を提案し、議案どおり議決された。

しかし、教育委員会生涯学習部社会教育課が、社会教育関係団体の支援と社会教育の振興を図る目的で、「石狩市社会教育関係団体登録要綱(平成 1 5 年 2 月 1 日施行)(別紙)」を制定し、同要綱に基づき登録された団体等が減免規定における「社会教育関係団体」として流用される結果となった。なお、当該要綱の制定に際して担当課は、平成 1 5 年 1 月 2 8 日開催の「第 2 回社会教育委員の会議」に同要綱(案)を報告している。この会議で、委員の一人から「減免措置などを受けられるとなると登録する団体が増えてくると思われる。予算措置で困ることはないのか。」という質問に対しては、「今回は施設使用料の減免措置なので、歳出の面では直接影響を受けることはない。」と答えている。

以上のことから、教育委員会が2月17日付けで制定した一連の関係規則（市長部局規則との整合性を図るため3月27日付けで一部改正）では、次のとおり減免対象の範囲が拡大規定（下線部分）されることとなった。

【減免規定の標準パターン】

| 項 | 区分 | 減免率 | |
|---|--|---|---------|
| 1 | 市が公用で使用する場合 | 10 / 10 | |
| 2 | 市内の社会教育関係団体が本来の活動のために使用する場合 | (1) 文化協会、体育協会その他教育委員会が別に定める全市的な団体が主催する場合 | 10 / 10 |
| | | (2) スポーツ少年団、こども会その他中学生以下の教育を目的とする団体のうち、その構成員の8割以上が中学生以下の団体が使用する場合 | |
| | | (3) 文化協会または体育協会に加盟している団体が使用する場合 | 5 / 10 |
| | | (4) 前号の加盟団体に登録している団体が使用する場合 | |
| | | (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める団体が使用する場合 | |
| 3 | 市内の幼稚園及び保育所(市が設置するものを除く。)が公益を目的として使用する場合 | 10 / 10 | |
| 4 | 教育委員会が別に定める福祉関係団体が本来の活動のために使用する場合 | 10 / 10 | |
| 5 | 市内の自治会及び町内会使用する場合 | (1) 連合町内会連絡協議会使用する場合 | 10 / 10 |
| | | (2) 前号に掲げるもの以外の団体が使用する場合 | 5 / 10 |
| 6 | 身体障害者等(介助者を含む。)が一般開放個人使用をする場合 | 10 / 10 | |
| 7 | その他教育委員会が認める場合 | (1) 公益性が認められる場合で教育委員会が別に定めるもの | 10 / 10 |
| | | (2) 前号に掲げるもの以外のもの | 5 / 10 |

注) 市長部局の関係規則においては、上記表中の「教育委員会」が「市長」となる。また表中6の項の規定は、施設によって置けない場合もある。

また、市長部局の一連の関係規則等（平成15年3月末）は、今回の公共施設使用料の減免措置が、全施設の料金に共通して適用するものであるという趣旨から、先に制定された教育委員会の関係規則との整合性を図らざるを得ない状況となり、これらと同様に「使用料、手数料等審議会」の答申及びその検討結果の公表と異なる規定をすることとなった。

選定の視点 使用料に関する法体系は、条例、規則及びこれらの委任を受けて市長等が定める減免対象団体の基準・指定までが一連の体系をなし、かつ、市民にとって最も関係するのは、詳細の基準や指定内容であることから、条例の趣旨に照らしても、これらの基準等は一般的に別表1の項(1)でいう「減免等について定める規定」に該当し、その制度改廃には原則として市民参加手続が必要であると考えられる。

しかし、この要綱を単体として見た場合は、教育委員会が社会教育法に基づき指導・助言・援助を行う団体の範囲を定めるのが本来趣旨であるから、それ自体は「減免等について定める規定」には当たらないともいえる。

(4) 土砂採取を目的とした農地の一時転用に係る指導基準

事例の概要 「第35回農業委員会総会(平成14年4月26日)」において「土砂採取を目的とした農地の一

時転用に係る指導基準」を制定する方針が決議されたことから、農業委員会は、前年12月1日に制定した「砂利採取を目的とした農地の一時転用に係る指導要綱」の検討を担当した元特別小委員会のメンバー（農業委員；7名）に当該基準（案）の検討を依頼した。この元特別小委員会のメンバーは、同年6月3日開催の会議で、農業委員会事務局が作成した当該基準（案）を検討し、農業委員会は同年6月24日付けで当該基準を公布するとともに、同日付けで施行した。

指導基準の内容は、別紙のとおりであるが、土砂採取を目的として農地の一時転用をしようとする者（申請者）に対する行政指導の基準のほか、土地所有者の責務についても規定している。

選定の視点 当該指導基準の制定は、別表4の項でいう「行政指導の内容となるべき事項の決定」に当たるものだが、その制定に際し義務付けられている市民参加手続がなされていない。この場合、どのような緊急その他やむを得ない理由があったのか、また、何らかの事後公表（周知すべき者に対する周知を含む。）はなされたのか。

（5）水田転作に係る助成金（転作奨励補助金）を加味した標準小作料の設定

事例の概要 農業委員会は、平成13年度に上記の小作料の設定について、農業委員会の諮問機関である「標準小作料設定協議会」に諮問したが、その答申は平成14年度以降に保留されていた。平成15年3月18日の同協議会に、事務局が（案）として報告したところ、これが承認される形で答申が出され、農業委員会はこの答申に基づき平成15年度を期限とする標準小作料を設定した。

選定の視点 事実上の諮問が条例施行前であったとしても、答申の検討結果の公表は条例の規定に基づいて行われるべきと考えるが、なされていない。担当部局（農業委員会事務局）は、条例に対してどのような認識を持っているのかなど。